

燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付要綱

令和7年3月26日

告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内の青少年の夢を実現するための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察等の企画活動を支援し、もって地域の将来を担う人材を育成するために、予算の範囲内において、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、別表に掲げるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする活動
- (3) 他の補助金等の交付を受ける活動
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

- (3) 受講料及び参加費
- (4) 謝金
- (5) 会場借上料
- (6) その他市長が必要かつ適当と認めたもの
(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、別表に掲げる額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「交付申請者」という。)は、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、別表に掲げる補助対象者のうち、18歳未満の個人又は18歳未満の者のみで構成される団体が補助金の申請をしようとするときは、当該個人又は団体を代理又は代表するものが申請できるものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項に定める申請書又は添付書類について、記載すべき事項の一部又は同項に定める添付書類の一部を省略することができる。

(審査)

第7条 市長は、補助金の対象事業を適正かつ客観的に審査するため、燕市羽ばたけつばくろ応援事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる者のうち3人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育委員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、選任された日から当該年度の3月31日までとする。

4 委員は、再任することができる。

- 5 審査員長を置き、教育委員会が選任する。
- 6 委員の謝金は、審査員長は日額15,000円、その他の者は日額5,000円とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の審査会の審査結果を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、交付申請者に対して、速やかに燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(交付決定の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合においては、第6条から前条までの規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助変更承認通知書(様式第4号)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業終了後から起算して30日以内に、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の関係書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に対して、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により、通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第8条の規定による決定通知をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の交付及び請求)

第13条 補助金は、交付決定者が当該補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の規定により補助金の全部又は一部を事前に概算払いにより交付することができる。

3 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付請求書(様式第7号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 決定通知書の写し

(2) その他市長が認める書類

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) この告示の規定又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定に係る取消しをした場合には、速やかに交付決定者に対して、燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金交付決定取消通知書(様式

第8号)により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、交付決定者に燕市羽ばたけつばくろ応援事業補助金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(庶務)

第16条 この補助金に関する事務は、燕市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条、第3条、第5条関係)

補助対象者	補助対象事業	限度額
次のいずれかに該当するもの (1) 市内に住所を有する高校生から20歳以下の個人 (2) 市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生から20歳以下の者が代表者となる3名以上の団体	将来なりたい自分を設計し、実現するための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察等の企画活動及びアイデア活動	1個人につき1事業当たり10万円、1団体につき1事業当たり25万円
次のいずれにも該当する者	海外の渡航先で燕市海外派遣親善大使として活動	20万円

(1) 燕市海外派遣親善大使として任命されたものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により海外派遣を実施できない又はできなかった者 (2) 22歳になる年度までの者	し、又は現地の文化等を経験することにより、語学力を高め、国際感覚を豊かにし、将来の自己実現に資することとなる活動	
---	---	--